

第 1 号議案から
第 20 号議案まで 令和 5 年度一般会計予算及び特別会計予算

令和 5 年 2 月 第 21 回 福岡県議会定例会議案 その 1

目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
1	令和5年度福岡県一般会計予算	1
2	令和5年度福岡県財政調整基金特別会計予算	21
3	令和5年度福岡県公債管理特別会計予算	23
4	令和5年度福岡県市町村振興基金特別会計予算	27
5	令和5年度福岡県国民健康保険特別会計予算	31
6	令和5年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	37
7	令和5年度福岡県災害救助基金特別会計予算	41
8	令和5年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計予算	43
9	令和5年度福岡県県営林造成事業特別会計予算	47
10	令和5年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算	51
11	令和5年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算	55
12	令和5年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算	59
13	令和5年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算	63
14	令和5年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算	65
15	令和5年度福岡県住宅管理特別会計予算	69
16	令和5年度福岡県病院事業会計予算	73
17	令和5年度福岡県流域下水道事業会計予算	77
18	令和5年度福岡県電気事業会計予算	83

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
19	令和5年度福岡県工業用水道事業会計予算……………	87
20	令和5年度福岡県工業用地造成事業会計予算……………	91

一 般 会 計

第 1 号議案

令和 5 年度福岡県一般会計予算

令和 5 年度福岡県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,197,508,910 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の経費の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月20日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県	税	731,882,101
	1 県 民 税	162,639,191
	2 事 業 税	178,979,532
	3 地 方 消 費 税	259,905,226
	4 不 動 産 取 得 税	19,226,598
	5 県 た ば こ 税	6,401,417
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,160,661
	7 軽 油 引 取 税	37,742,089
	8 自 動 車 税	64,221,334
	9 鉱 区 税	4,646
	10 狩 猟 税	18,592
	11 産 業 廃 棄 物 税	184,928

款	項	金額
	12 宿 泊 税	1,393,850
	13 旧 法 に よ る 税	4,037
2 地 方 消 費 税 清 算 金		251,449,473
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	251,449,473
3 地 方 譲 与 税		96,485,996
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	92,118,349
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,732,342
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	104,464
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	629,564
	5 森 林 環 境 譲 与 税	137,648
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	763,629
4 地 方 特 例 交 付 金		2,548,202
	1 地 方 特 例 交 付 金	2,548,202
5 地 方 交 付 税		296,086,495

	1 地 方 交 付 税	296,086,495
6 交通安全対策特別交付金		1,263,007
	1 交通安全対策特別交付金	1,263,007
7 分担金及び負担金		5,331,952
	1 分 担 金	73,303
	2 負 担 金	5,258,649
8 使用料及び手数料		16,560,922
	1 使 用 料	9,145,778
	2 手 数 料	7,415,144
9 国 庫 支 出 金		280,487,778
	1 国 庫 負 担 金	98,696,361
	2 国 庫 補 助 金	177,735,367
	3 委 託 金	4,056,050
10 財 産 収 入		4,197,404
	1 財 産 運 用 収 入	2,278,949

款	項	金額
	2 財産売却収入	1,918,455
11 寄附金		157,033
	1 寄附金	157,033
12 繰入金		52,586,191
	1 特別会計繰入金	3,049,577
	2 基金繰入金	49,536,614
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		303,137,655
	1 延滞金、加算金及び過料等	904,397
	2 県預金利子	3
	3 貸付金元利収入	286,005,251
	4 受託事業収入	2,317,259
	5 収益事業収入	5,994,374

	6 利子割精算金収入	1
	7 雑収入	7,916,370
15 県債		155,334,700
	1 県債	155,334,700
歳入合計		2,197,508,910

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		3,002,875
	1 議会費	3,002,875
2 総務費		66,392,472
	1 総務管理費	30,658,166
	2 企画費	13,198,086
	3 徴税費	16,090,415
	4 市町村振興費	2,169,850

款	項	金額
	5 選挙費	1,752,243
	6 防災費	1,115,669
	7 統計調査費	828,465
	8 人事委員会費	244,144
	9 監査委員費	335,434
3 保健費		324,319,225
	1 保健企画費	7,580,499
	2 健康対策費	11,196,420
	3 生活衛生費	84,129,580
	4 医薬費	16,397,719
	5 医療介護費	194,574,227
	6 高齢者支援費	10,440,780
4 環境費		3,637,412
	1 環境費	3,637,412

5 生活労働費		185,494,149
	1 県民生活費	6,350,338
	2 福祉企画費	4,018,049
	3 児童家庭費	69,629,641
	4 障がい者福祉費	55,663,413
	5 生活保護費	32,664,679
	6 社会福祉費	10,559,731
	7 労働企画費	1,900,255
	8 職業訓練費	4,109,788
	9 失業対策費	367,882
	10 労働委員会費	230,373
6 農林水産業費		57,502,241
	1 農林水産業企画費	9,561,007
	2 農業費	11,723,967
	3 畜産業費	1,840,380

款	項	金額
	4 農 地 費	14,137,487
	5 林 業 費	13,639,042
	6 水 産 業 費	6,600,358
7 商 工 費		307,447,755
	1 商 業 費	297,329,555
	2 工 鉱 業 費	6,771,303
	3 観 光 費	3,346,897
8 県 土 整 備 費		131,771,622
	1 県 土 整 備 企 画 費	4,034,938
	2 道 路 橋 り よ う 費	60,829,917
	3 河 川 海 岸 費	33,003,931
	4 港 湾 費	3,836,858
	5 都 市 計 画 費	16,879,737
	6 住 宅 費	6,467,674

	7 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費	1, 142, 879
	8 水 資 源 対 策 費	5, 575, 688
9 警 察 費		133, 937, 374
	1 警 察 管 理 費	130, 480, 138
	2 警 察 活 動 費	3, 457, 236
10 教 育 費		323, 781, 677
	1 教 育 総 務 費	27, 959, 138
	2 小 学 校 費	80, 190, 080
	3 中 学 校 費	46, 880, 695
	4 高 等 学 校 費	65, 363, 368
	5 特 別 支 援 学 校 費	27, 309, 408
	6 社 会 教 育 費	4, 206, 966
	7 保 健 体 育 費	2, 938, 555
	8 大 学 費	5, 652, 125
	9 私 立 学 校 費	58, 478, 491

款	項	金額
	10 青少年費	4,802,851
11 災害復旧費		10,481,872
	1 農林水産施設災害復旧費	6,042,525
	2 土木施設災害復旧費	4,439,347
12 公債費		240,291,201
	1 公債費	240,291,201
13 諸支出金		409,249,035
	1 利子割交付金等	409,249,035
14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出合計		2,197,508,910

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
総合庁舎改修費	令和6年度	377,938千円
総合庁舎設備改修費	令和6年度	459,503千円
単独庁舎改修費	令和6年度	627,127千円
単独庁舎設備改修費	令和6年度	627,884千円
京築児童相談所整備費	令和6年度	418,431千円
福岡県エネルギー対策特別融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	令和5年度から 令和24年度まで	4,800千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
アクロス福岡整備費	令和6年度	289,232千円
九州歯科大学施設整備費	令和6年度	16,995千円
福岡県立大学施設整備費	令和6年度	230,493千円
保健環境研究所整備費	令和6年度	238,468千円
高等技術専門学校整備費	令和6年度	15,339千円
福岡県環境保全施設等整備資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	令和5年度から 令和16年度まで	3,600千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。

事 項	期 間	限 度 額
福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	令和5年度から令和19年度まで	2,249,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
農業大学校施設整備費	令和6年度	17,796千円
農業近代化資金利子補給	令和6年度から令和26年度まで	73,736千円 ただし、令和5年度利子補給対象融資限度額 750,000千円
畜産経営環境調和推進資金利子補給	令和6年度から令和16年度まで	1,119千円 ただし、令和5年度利子補給対象融資限度額 100,000千円
農家負担軽減支援特別資金利子補給	令和6年度から令和21年度まで	3,020千円 ただし、令和5年度利子補給対象融資限度額 30,000千円
農林漁業災害対策資金利子補給	令和6年度から令和11年度まで	1,125千円 ただし、令和5年度利子補給対象融資限度額 85,000千円
農林漁業災害対策資金損失補償	令和5年度から令和13年度まで	630千円
農業施設等災害復旧資金利子補給	令和6年度から令和26年度まで	5,333千円 ただし、令和5年度利子補給対象融資限度額 35,000千円
農地利用推進事業損失補償	令和5年度から令和11年度まで	1,005,126千円
農地中間管理機構条件整備損失補償	令和5年度から令和15年度まで	111,000千円
大家畜経営再建支援資金利子補給	令和6年度から令和30年度まで	3,147千円 ただし、令和5年度利子補給対象融資限度額 170,000千円
畜産経営体質強化支援資金利子補給	令和6年度から令和30年度まで	3,332千円 ただし、令和4年度利子補給対象融資限度額 180,000千円
動物保健衛生所整備費	令和6年度	12,010千円

県営ため池等整備事業費	令和6年度から 令和7年度まで		598,000千円
緑化センター施設整備費	令和6年度		21,057千円
漁業近代化資金利子補給	令和6年度から 令和26年度まで	ただし、令和5年度利子補給対象融資限度額 1,300,000千円	126,688千円
道路特別補修費	令和6年度		100,000千円
福岡北九州高速道路公社の民間資金の借入れに対する債務保証	令和5年度から 令和25年度まで	建設資金借入金915,000千円及び利子に相当する額	
福岡北九州高速道路公社の政府資金の借入れに対する債務保証	令和5年度から 令和25年度まで	建設資金借入金915,000千円	
福岡北九州高速道路公社の政府資金、民間資金、地方公共団体金融機構資金及び設立団体資金の借換えに対する債務保証	令和5年度から 令和25年度まで	建設資金借入金11,326,000千円及び利子に相当する額	
福岡北九州高速道路公社の前年度からの繰越額に相当する民間資金の借入れに対する債務保証	令和5年度から 令和25年度まで	建設資金借入金268,000千円及び利子に相当する額	
福岡北九州高速道路公社の前年度からの繰越額に相当する政府資金の借入れに対する債務保証	令和5年度から 令和25年度まで	建設資金借入金167,500千円	
福岡県道路公社業務のための民間資金の借入れに対する債務保証	令和5年度から 令和15年度まで	業務資金借入金3,264,657千円及び利子に相当する額	
道路交通安全施設整備費	令和6年度		20,000千円
道路改良費	令和6年度から 令和8年度まで		10,951,400千円
道路改築費	令和6年度		20,000千円

事 項	期 間	限 度 額
橋 り よ う 架 換 費	令和6年度から 令和7年度まで	450,000千円
広 域 河 川 改 修 費	令和6年度から 令和7年度まで	5,040,000千円
河 川 総 合 流 域 防 災 事 業 費	令和6年度	198,450千円
浸 水 対 策 重 点 地 域 緊 急 事 業 費	令和6年度	3,259,200千円
街 路 事 業 費	令和6年度から 令和8年度まで	9,196,725千円
街 路 関 連 道 路 整 備 事 業 費	令和6年度	52,500千円
都 市 公 園 施 設 費	令和6年度	300,000千円
公 営 住 宅 建 設 費	令和6年度から 令和7年度まで	1,964,460千円
公 営 住 宅 ス ト ッ ク 総 合 改 善 事 業 費	令和6年度	228,380千円
福 岡 県 警 察 篠 栗 合 同 庁 舎 (仮 称) 整 備 費	令和6年度から 令和7年度まで	7,503,361千円
福 岡 武 道 館 整 備 費	令和6年度から 令和7年度まで	8,153,009千円
田 川 警 察 署 整 備 費	令和6年度	182,450千円
西 鉄 駅 前 交 番 整 備 費	令和6年度	42,125千円
北九州自動車運転免許試験場整備 費	令和6年度	49,432千円

筑後自動車運転免許試験場整備費	令和6年度	71,910千円
中央警察署整備費	令和6年度	61,033千円
博多警察署整備費	令和6年度	290,226千円
福岡自動車運転免許試験場整備費	令和6年度	68,943千円
教育センター整備費	令和6年度	174,682千円
老朽校舎改築費	令和6年度	2,557,634千円
施設充実費	令和6年度	2,883,077千円
体育館建設費	令和6年度	604,660千円
校地整備費	令和6年度から 令和7年度まで	913,274千円
学校環境整備費	令和6年度	65,219千円
特別支援学校施設充実費	令和6年度	159,263千円
特別支援学校整備費	令和6年度	4,937,189千円
特別支援学校老朽校舎改築費	令和6年度	889,075千円
特別支援学校環境整備費	令和6年度	55,975千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設整備事業費	3,746,800	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でない認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は令和5年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和6年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
鉄道整備事業費	71,400			
直轄空港事業負担金	2,738,800			
保健施設整備事業費	635,000			
自然公園整備事業費	210,000			
生活労働施設整備事業費	1,350,400			
農林水産施設整備事業費	624,000			
農業事業費	18,800			
農地事業費	3,575,600			
造林事業費	35,100			
林道事業費	1,136,300			
治山事業費	2,556,200			
水産事業費	1,433,400			

商工施設整備事業費	68,800			
県土整備施設整備事業費	96,700			
河川事業費	11,935,600			
砂防事業費	3,014,200			
海岸事業費	600,300			
港湾事業費	1,008,700			
福岡北九州高速道路公社 出資	549,000			
都市計画事業費	4,034,100			
道路事業費	30,695,600			
直轄事業負担金	13,416,900			
公営住宅建設事業費	3,292,800			
警察施設整備事業費	6,637,700			
教育施設整備事業費	21,287,500			
災害復旧事業費	1,580,200			
福岡北九州高速道路公社転貸	1,281,000			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策	27,688,000			
調整	10,015,800			
計	155,334,700			

特 別 会 計

第 2 号議案

令和 5 年度福岡県財政調整基金特別会計予算

令和 5 年度福岡県財政調整基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 24,835 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 20 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		24,835
	1 財 産 運 用 収 入	24,835
歳 入 合 計		24,835

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		24,835
	1 積 立 金	24,835
歳 出 合 計		24,835

第 3 号議案

令和 5 年度福岡県公債管理特別会計予算

令和 5 年度福岡県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 498,708,730 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 20 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		311,827,619
	1 一 般 会 計 繰 入 金	240,246,508
	2 基 金 繰 入 金	71,581,111
2 県 債		183,827,000
	1 県 債	183,827,000
3 財 産 収 入		3,054,111
	1 財 産 運 用 収 入	3,054,111
歳 入 合 計		498,708,730

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		498,708,730
	1 公 債 費	498,708,730
歳 出 合 計		498,708,730

第 4 号議案

令和 5 年度福岡県市町村振興基金特別会計予算

令和 5 年度福岡県市町村振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,581 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 20 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		16,580
	1 諸 収 入	16,580
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		16,581

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 務 費		217
	1 事 務 費	217
2 繰 出 金		16,364
	1 一 般 会 計 繰 出 金	16,364

歳 出 合 計	16,581
---------	--------

第 5 号議案

令和 5 年度福岡県国民健康保険特別会計予算

令和 5 年度福岡県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 460,087,933 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 20 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		144,084,225
	1 負担金	144,084,225
2 国庫支出金		144,745,329
	1 国庫負担金	97,224,725
	2 国庫補助金	47,520,604
3 前期高齢者交付金		138,916,707
	1 前期高齢者交付金	138,916,707
4 共同事業交付金		1,115,354
	1 共同事業交付金	1,115,354
5 財産収入		3,827
	1 財産運用収入	3,827
6 繰入金		31,222,491

	1 他 会 計 繰 入 金	30,909,675
	2 基 金 繰 入 金	312,816
歳 入	合 計	460,087,933

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		89,778
	1 総 務 管 理 費	86,572
	2 運 営 協 議 会 費	1,485
	3 共 同 運 営 事 業 費	1,721
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		367,052,255
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	367,052,255
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		68,107,645
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	68,107,645
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		174,431

款	項	金額
	1 前期高齢者納付金等	174,431
5 介護納付金		22,793,224
	1 介護納付金	22,793,224
6 病床転換支援金等		206
	1 病床転換支援金等	206
7 共同事業拠出金		1,115,824
	1 共同事業拠出金	1,115,824
8 保健事業費		201,119
	1 保健事業費	201,119
9 基金積立金		3,827
	1 基金積立金	3,827
10 諸支出金		49,624
	1 償還金及び還付加算金	49,624
11 予備費		500,000

	1 予 備 費	500,000
歳 出 合 計		460,087,933

第 6 号議案

令和 5 年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 5 年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 527,313 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 20 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		167,765
	1 諸 収 入	167,765
2 繰 入 金		5,074
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,074
3 繰 越 金		354,474
	1 繰 越 金	354,474
歳 入 合 計		527,313

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費 資 金 貸 付 事 業 費		527,313
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費 資 金 貸 付 事 業 費	527,313

歳 出 合 計	527,313
---------	---------

第 7 号議案

令和 5 年度福岡県災害救助基金特別会計予算

令和 5 年度福岡県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 636 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 20 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		636
	1 財 産 運 用 収 入	636
歳 入 合 計		636

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 費		636
	1 基 金 積 立 金	636
歳 出 合 計		636

第 8 号議案

令和 5 年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和 5 年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 29,425 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 20 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,450
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,450
2 繰 越 金		7,334
	1 繰 越 金	7,334
3 諸 収 入		20,641
	1 諸 収 入	20,641
歳 入 合 計		29,425

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付事業費		29,425
	1 就農支援資金貸付事業費	29,425

歳 出 合 計	29,425
---------	--------

第 9 号議案

令和 5 年度福岡県営林造成事業特別会計予算

令和 5 年度福岡県営林造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 324,336 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 5 年 2 月 20 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		37
	1 使用料	37
2 国庫支出金		3,000
	1 国庫補助金	3,000
3 財産収入		449
	1 財産売払収入	449
4 繰入金		308,537
	1 一般会計繰入金	308,537
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1,312
	1 雑収入	1,312

7 県	債	11,000
	1 県 債	11,000
歳 入 合 計		324,336

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 林 造 成 事 業 費		324,336
	1 県 営 林 造 成 事 業 費	324,336
歳 出 合 計		324,336

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>県営林造成事業費</p>	<p>11,000</p>	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和5年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和6年度以降に繰り越すことができる。</p>	<p>年9.0%以内</p>	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 10 号議案

令和 5 年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算

令和 5 年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 120,148 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 20 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		633
	1 一 般 会 計 繰 入 金	633
2 繰 越 金		107,132
	1 繰 越 金	107,132
3 諸 収 入		12,383
	1 諸 収 入	12,383
歳 入 合 計		120,148

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 林業改善資金助成事業費		120,148
	1 林業改善資金助成事業費	120,148

歳 出 合 計	120,148
---------	---------

第 11 号議案

令和 5 年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

令和 5 年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 92,370 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 20 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,367
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,367
2 繰 越 金		69,698
	1 繰 越 金	69,698
3 諸 収 入		21,305
	1 諸 収 入	21,305
歳 入 合 計		92,370

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費 助 成 事 業 費		92,370
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費 助 成 事 業 費	92,370

歳 出 合 計	92,370
---------	--------

第 12 号議案

令和 5 年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算

令和 5 年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 520,868 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 20 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		19,125
	1 一 般 会 計 繰 入 金	19,125
2 諸 収 入		451,401
	1 雑 入	451,401
3 繰 越 金		50,342
	1 繰 越 金	50,342
歳 入 合 計		520,868

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 費 導 入 資 金 貸 付 事 業 費		69,768
	1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 費 導 入 資 金 貸 付 事 業 費	69,768

2 公 債 費		451,100
	1 公 債 費	451,100
歲 出 合 計		520,868

第 13 号議案

令和 5 年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算

令和 5 年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 148 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 20 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		148
	1 財 産 運 用 収 入	148
歳 入 合 計		148

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		148
	1 積 立 金	148
歳 出 合 計		148

第 14 号議案

令和 5 年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算

令和 5 年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,721,096 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 5 年 2 月 20 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		400,384
	1 使用料	400,384
2 繰入金		1,142,879
	1 一般会計繰入金	1,142,879
3 県債		12,803,300
	1 県債	12,803,300
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		8,002
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	8,001
6 財産収入		1,366,530

	1 財 産 運 用 収 入	2,530
	2 財 産 売 払 収 入	1,364,000
歳 入 合 計		15,721,096

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費		6,012,693
	1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費	6,012,693
2 公 債 費		9,708,403
	1 公 債 費	9,708,403
歳 出 合 計		15,721,096

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
埠頭施設整備事業費	6,044,300	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和5年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和6年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 15 号議案

令和 5 年度福岡県住宅管理特別会計予算

令和 5 年度福岡県住宅管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,789,867 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 20 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営住宅管理費収入		6,702,780
	1 使 用 料	6,623,573
	2 繰 越 金	74,308
	3 諸 収 入	4,898
	4 財 産 売 払 収 入	1
2 県営住宅敷金管理費収入		87,087
	1 繰 越 金	1
	2 諸 収 入	87,086
歳 入 合 計		6,789,867

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 管 理 費		6,653,355
	1 県 営 住 宅 管 理 費	6,653,355
2 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費		86,512
	1 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費	86,512
3 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		6,789,867

公 營 企 業 会 計

第 16 号議案

令和 5 年度福岡県病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度福岡県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	(精神病床	300 床)		
(2) 患 者 延 人 員	(入院患者	94,428 人	外来患者	38,220 人)
(3) 一 日 平 均 患 者 数	(入院患者	259 人	外来患者	130 人)

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 病院事業収益		2,745,455 千円
第 1 項 医 業 収 益		2,335,328 千円
第 2 項 医 業 外 収 益		409,530 千円
第 3 項 特 別 利 益		597 千円

支 出

第1款 病院事業費	2,737,242 千円
第1項 医業費用	2,649,874 千円
第2項 医業外費用	82,891 千円
第3項 特別損失	3,477 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 255,762 千円は過年度分損益勘定留保資金 255,762 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	486,933 千円
第1項 企業債	219,900 千円
第2項 負担金	267,033 千円

支 出

第1款 資本的支出	742,695 千円
第1項 建設改良費	333,560 千円
第2項 企業債償還金	409,135 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
精神医療センター 太宰府病院整備費	219,900	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和5年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和6年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 病院事業費

第1項 医業費用

第2項 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

18,341 千円

令和5年2月20日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第 17 号議案

令和 5 年度福岡県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度福岡県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 流域関連市町数 | 28市町 |
| (2) 年間総処理水量 | 108,105,150立方メートル |
| (3) 一日平均処理水量 | 296,178立方メートル |
| (4) 主要な建設改良事業 | 流域下水道建設事業 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 流域下水道事業収益		21,634,886 千円
第 1 項 営業収益		11,723,030 千円
第 2 項 営業外収益		9,911,856 千円

支 出

第1款 流域下水道事業費	21,619,363 千円
第1項 営業費用	21,256,502 千円
第2項 営業外費用	362,861 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,950,186千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額77,072千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,328千円、過年度分損益勘定留保資金12,991千円、当年度分損益勘定留保資金1,852,795千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	11,012,249 千円
第1項 企業債	3,597,700 千円
第2項 他会計補助金	357,834 千円
第3項 国庫補助金	4,957,475 千円
第4項 負担金	2,099,240 千円

支 出

第1款 資本的支出	12,962,435 千円
第1項 建設改良費	8,798,072 千円

第2項 企業債償還金	4,146,363 千円
第3項 予備費	18,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
御笠川那珂川流域下水道下水汚泥 固形燃料化事業費	令和6年度から令和20年度まで	227,729 千円
御笠川那珂川流域下水道建設費	令和6年度	1,842,000 千円
多々良川流域下水道建設費	令和6年度	1,293,000 千円
宝満川流域下水道建設費	令和6年度	208,800 千円
宝満川上流流域下水道建設費	令和6年度	181,800 千円
筑後川中流右岸流域下水道建設費	令和6年度	148,500 千円
遠賀川下流流域下水道建設費	令和6年度	667,000 千円
矢部川流域下水道建設費	令和6年度	267,000 千円
遠賀川中流流域下水道建設費	令和6年度	360,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	2,197,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面 100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和5年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和6年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,500,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 流域下水道事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

481,214 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,245,866 千円である。

令和5年2月20日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第 18 号議案

令和 5 年度福岡県電気事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度福岡県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

目標供給電力量 46,166,000 キロワット時

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 電気事業収益		539,094 千円
第 1 項 営業収益		512,275 千円
第 2 項 財務収益		1,122 千円
第 3 項 事業外収益		25,697 千円
	支	出
第 1 款 電気事業費		539,094 千円
第 1 項 営業費用		511,622 千円

第2項 財務費用	10 千円
第3項 事業外費用	22,462 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 資本的収入			360,000 千円
第1項 他会計貸付金元金収入			360,000 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			271,348 千円
第1項 建設改良費			266,348 千円
第2項 予備費			5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
発電設備更新事業費	令和6年度	199,652 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 電 気 事 業 費

第1項 営 業 費 用

第3項 事 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 186,086 千円

(2) 交 際 費 124 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和5年2月20日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第 19 号議案

令和 5 年度福岡県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度福岡県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 68事業所
- (2) 総給水量 50,268,880立方メートル
- (3) 一日平均給水量 139,420立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 工業用水道事業収益			2,414,930 千円
第 1 項 営業収益			2,102,341 千円
第 2 項 営業外収益			312,589 千円
	支	出	
第 1 款 工業用水道事業費			2,118,902 千円

第1項 営業費用	2,003,910 千円
第2項 営業外費用	94,992 千円
第3項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額796,500千円は過年度分損益勘定留保資金437,390千円及び繰越利益剰余金処分額359,110千円で補填するものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			0 千円

	支	出	
第1款 資本的支出			796,500 千円
第1項 建設改良費			556,261 千円
第2項 企業債償還金			230,239 千円
第3項 予備費			10,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 工業用水道事業費

第1項 営 業 費 用

第2項 営 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	238,940 千円
(2) 交 際 費	100 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、22,000千円と定める。

令和5年2月20日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第 20 号議案

令和 5 年度福岡県工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度福岡県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 前原IC南内陸部工業用地造成事業	売却土地	35,000平方メートル
(2) 久留米・うきは内陸部工業用地造成事業	売却土地	33,000平方メートル
(3) 宮若北部内陸部工業用地造成事業	土地造成	212,000平方メートル
(4) 直方・鞍手内陸部工業用地造成事業	土地造成	230,000平方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 造成事業収益		35,123 千円
第 1 項 営業収益		21,291 千円
第 2 項 営業外収益		13,832 千円

支 出

第1款 造成事業費	76,127 千円
第1項 営業費用	74,885 千円
第2項 営業外費用	1,242 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額478,825千円は過年度分損益勘定留保資金478,825千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,377,300 千円
第1項 工業用地造成事業収入	1,000,000 千円
第2項 企業債	377,300 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,856,125 千円
第1項 造成事業費	958,225 千円
第2項 企業債償還金	537,900 千円
第3項 他会計借入金償還金	360,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
宮若北部工業用地造成事業費	令和6年度	974,820千円
直方・鞍手工業用地造成事業費	令和6年度から令和7年度まで	1,325,500千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工 業 用 地 造 成 事 業 費	377,300	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和5年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和6年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、43,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 造成事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	66,929 千円
(2) 交際費	180 千円

令和5年2月20日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

